

[22] スーダン

1. スーダンの概要と開発方針・課題

(1) 概要

スーダン共和国（以下「スーダン」という。）では、南北間の内戦、ダルフル紛争、東部での紛争を受けた平和の構築・定着が大きな課題であり、国際的に見ても大規模な取組が行われている。国際社会は、2011年7月9日の南スーダン独立に伴い、これまで南北スーダンに展開していた国連スーダン・ミッション（UNMIS: United Nations Mission in Sudan）を終了したものの、アフリカ連合・国連ダルフル・ミッション（UNAMID: African Union-United Nations Mission in Darfur）を引き続き展開しており、さらに、国連安保理は2010年6月に国連アビエ暫定治安部隊（UNISFA: United Nations Interim Security Force for Abyei）の展開を決定したことにより、現在2つの国連平和維持ミッションがスーダンに展開している。

スーダンでは、1955年以来、北部アラブ系住民が支配するスーダン政府と南部アフリカ系住民からなる反政府勢力との間で、第一次スーダン内戦（1955～1971年）および第二次スーダン内戦（1983～2005年）が行われた。2005年1月、南北包括和平合意（CPA: Comprehensive Peace Agreement）がスーダン政府とスーダン人民解放運動（SPLM: Sudan People's Liberation Movement）との間で署名された結果、1983年以降継続してきた第二次南北内戦が終結した。CPA履行の一環として2011年1月に南部スーダンの独立を問う住民投票が行われ、この結果、同年7月に南スーダンが独立した。南スーダン分離後のスーダンは「第二共和政」として再スタートを切ることになった。

スーダン西部のダルフル地域では、2003年4月頃からスーダン政府と反政府武装勢力との間で戦闘が激化し、大規模な人道危機が発生した。この後、世界最大規模の国際的な人道支援活動が行われ、現在も継続している。2006年5月には、政府と反政府勢力の間でダルフル和平合意（DPA: Darfur Peace Agreement）が署名されたものの、合意に署名したのは一部の勢力にとどまったため、同和平合意の実施は事実上頓挫した。同地域では、2004年から派遣されていたAUスーダン・ミッション（AMIS: AU Mission in Sudan）に代わり、2008年から国連と合同のUNAMIDが展開し、文民保護と人道支援のための平和維持活動を行っている。

ダルフル和平交渉については、国連・AU合同調停官とカタール政府が仲介役となってドーハで交渉が進められ、2011年7月14日、スーダン政府および反政府勢力の一派である「自由・正義運動」（LJM: Liberation and Justice Movement）との間でダルフル和平に関するドーハ文書の受入署名が行われた。

一方、スーダン政府と反政府勢力である東部戦線との間の紛争が継続していた東部スーダンでは、2006年10月に東部スーダン和平合意（ESPA: East Sudan Peace Agreement）が署名され、権力の配分、富の配分、治安措置につき合意が成立した。しかし、和平合意にもかかわらず復興や開発の果実が感じられないとの地元の不満の高まりを深刻に受け止め、スーダン政府および国際社会は、援助のみならず民間投資も巻き込んだ東部の復興・開発に着手し始めている。

経済面では、綿花、ソルガム、胡麻、アラビア・ゴム、砂糖といった農業や畜産が盛んであり、近隣諸国に農産物の輸出を行っているほか、豊富な鉱物資源（石油、金、マンガン等）の開発および輸出を通じた脱石油の経済開発を実施している。一方、2011年4月にスーダン領の油田地帯の一部が南スーダンによって一時占領されるなどの事案が発生したため、同国の石油生産量は大幅に下落した。また、2011年1月に南スーダンが石油生産停止に踏み切ったことにより、パイプライン使用料等石油関連収入が大幅に減少し、インフレおよびスーダンポンドの下落が続いている。これに対し、スーダン政府は緊縮財政政策を実施し、また、好調な金輸出にも助けられる形で、なんとか経済運営を続けている状況にあるが、短期的な経済不振は避けられない。今後、石油収入に過度に依存した産業構造の多様化、および400億ドルに上る巨額の対外債務問題の解決などが問題になると考えられる。

スーダンは、重債務貧困国であり拡大HIPCイニシアティブの対象国である。しかし、現時点ではPRSPが未策定であり、かつIMF・世界銀行に対する多額の延滞債務を抱えている。また、南スーダンとの間で債務の承継のあり方について協議中である等、債務救済プロセスは進展していない。

スーダン

(2) 開発課題

ア 戦後復興および社会再統合

南北内戦、東部紛争およびダルフール問題により発生した大量の国内避難民および難民の帰還は2007年度以降加速しており、帰還先コミュニティにおける基礎生活環境整備は喫緊の課題である。

また、南北内戦中に埋設された地雷および東部や周辺国との国境地帯における地雷の存在は復興開発の足かせとなっており、地雷除去に係わる支援ニーズは高い。

イ 国民の基礎生活環境の改善

約半世紀に及ぶ内戦の結果、南スーダン全域およびスーダンの地方部（東部3州、「暫定統治3地域」を含む）では、わずかばかりの基礎インフラすらもほとんど破壊されたため、基礎社会サービスの提供が不十分であり、国民一般の基礎生活を取り巻く環境は著しく悪い状態のまま取り残されている。特に、基礎保健サービスを中心とする保健医療、安全な水の供給、基礎教育等の分野では各種MDGs指標が世界水準を大幅に下回るのみならず、国内の地域間格差も大きく、これら各指標の改善・向上は優先課題である。技術教育および職業訓練については、労働市場のニーズの変化に全く対応できておらず、労働市場に適合した職業訓練計画の策定と実施が急務である。

(3) 開発計画

スーダンは、国家経済開発計画として超長期、長期、中期の3つの計画を有しており、財務国家経済計画省が策定する超長期（25か年計画：2007年～2031年）に基づき、具体的な開発政策を各省庁が各担当分野につき作成（5か年計画：2012年～2016年）する。5か年計画では、①国の統合を通じた政治的安定と継続的和平の達成、②スーダン人として市民意識の形成、③インフラ整備、農業の近代化、生産性の向上などの継続的開発により民間セクター主導の経済開発促進、④地方と都市の格差是正、貧困の削減、⑤基本的自由、法、人権と正義の尊重、地方自治の尊重などによる、よりよき当地と民主的プロセスの促進、⑥組織の変革と市民社会による開発キャパシティの構築、⑦IT、通信技術の活用による活動効率や質の向上を主な戦略目標としている。

表-1 主要経済指標等

指 標		2010 年	1990 年
人 口	(百万人)	33.60	20.46
出生時の平均余命	(年)	61.11	52.53
G N I	総 額 (百万ドル)	60,402.50	11,408.65
	一人あたり (ドル)	1,300	510
経済成長率	(%)	4.5	-5.5
経常収支	(百万ドル)	156.84	-372.25
失 業 率	(%)	—	—
対外債務残高	(百万ドル)	21,845.89	14,761.96
貿 易 額 ^{注1)}	輸 出 (百万ドル)	11,658.03	499.00
	輸 入 (百万ドル)	11,160.76	876.80
	貿易収支 (百万ドル)	497.28	-377.80
政府予算規模(歳入)	(百万スーダン・ディナール)	—	—
財政収支	(百万スーダン・ディナール)	—	—
財政収支	(対GDP比, %)	—	—
債務	(対GNI比, %)	70.2	—
債務残高	(対輸出比, %)	339.2	—
債務返済比率 (DSR)	(対GNI比, %)	0.8	0.4
教育への公的支出割合	(対GDP比, %)	—	8.5
保健医療への公的支出割合	(対GDP比, %)	1.9	—
軍事支出割合	(対GDP比, %)	—	2.6
援助受取総額	(支出純額百万ドル)	2,075.53	848.24
面 積	(1000km ²) ^{注2)}	2,505.81 (2012年3月現在 1,880)	
分 類	D A C	後発開発途上国 (LDC)	
	世界銀行	iii/低中所得国	
貧困削減戦略文書 (PRSP) 策定状況		I-PRSP (2012年11月)	
その他の重要な開発計画等		—	

出典) World Development Indicators/The World Bank、OECD/DAC等

注) 1. 貿易額は、輸出入いずれもFOB価格。

2. 面積については“Surface Area”の値(湖沼等を含む)を示している。2011年7月南スーダン承認により、スーダンの最新の面積については外務省HPを参照している。

表-2 我が国との関係

指 標		2011 年	1990 年
貿易額	対日輸出 (百万円)	158,941.99	4,835.09
	対日輸入 (百万円)	4,174.41	6,636.36
	対日収支 (百万円)	154,767.58	-1,801.28
我が国による直接投資	(百万ドル)	—	—
進出日本企業数		1	1
スーダンに在留する日本人数	(人)	161	71
日本に在留するスーダン人数	(人)	214	35

出典) 貿易統計/財務省、貿易・投資・国際収支統計/JETRO、[国別編] 海外進出企業総覧/東洋経済新報社、海外在留邦人数調査統計/外務省、在留外国人統計/法務省

スーダン

表-3 主要開発指数

開 発 指 標		最新年	1990年
極度の貧困の削減と飢饉の撲滅	1日1.25ドル未満で生活する人口割合 (%)	19.8(2009年)	—
	1日2ドル未満で生活する人口割合 (%)	44.1(2009年)	—
	下位20%の人口の所得又は消費割合 (%)	6.8(2009年)	—
	5歳未満児栄養失調(低体重)割合 (%)	—	—
初等教育の完全普及の達成	成人(15歳以上)識字率 (%)	—	—
	初等教育純就学率 (%)	—	—
ジェンダーの平等の推進と女性の地位の向上	女子生徒の男子生徒に対する比率(初等教育) (%)	90.1(2009年)	—
	女性識字率(15~24歳) (%)	—	—
	男性識字率(15~24歳) (%)	—	—
乳幼児死亡率の削減	乳児死亡数(出生1000件あたり) (人)	56.6(2011年)	77.3
	5歳未満児死亡推定数(出生1000件あたり) (人)	86(2011年)	122.8
妊産婦の健康の改善	妊産婦死亡数(出生10万件あたり) (人)	730(2010年)	1,000
HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	成人(15~49歳)のエイズ感染率 (%)	1.1(2009年)	0.1
	結核患者数(10万人あたり) (人)	119(2010年)	119
	マラリア患者報告数(10万人あたり) (人)	12,805(2008年)	—
環境の持続可能性の確保	改善されたサービスを利用できる人口割合	水 (%)	65.0
		衛生設備 (%)	27.0
開発のためのグローバルパートナーシップの推進	商品およびサービスの輸出に対する債務割合 (%)	4.2(2010年)	9.7

出典) World Development Indicators/The World Bank

2. スーダンに対する現在の我が国ODA概況

(1) ODAの概略

スーダンでは1980年代後半から1990年初頭にかけて国内に著しい人権侵害状況が見られたため、ODA大綱の原則に照らして、1992年10月以降、緊急・人道支援を除き、同国に対するODAを原則停止した。それ以降、我が国は国際機関を通じた緊急・人道援助を実施してきたが、1999年より右に加え草の根・人間の安全保障無償資金協力を導入し、保健医療、難民支援等の活動を行うNGOを通じた支援を行ってきた。2005年のCPA締結後は、国際機関経由の支援に加え、二国間支援も拡大しており、2009年3月には1993年以降見合わせていたJOCVの派遣が再開された。

(2) 意義

スーダン共和国は、アラブとサブサハラ・アフリカの境界をなし、かつ、情勢が不安定であり、干ばつや食糧危機に繰り返し見舞われるアフリカの角地域等と国境を接している。同国情勢が不安定化すれば、周辺地域や、我が国の通商、交易上重要なシーレーンの一部である紅海やソマリア沖にも波及することが懸念されることから、同国の安定的な発展は、当該地域の安定に資する重要な課題である。また、スーダンは日産11万バレルを誇る産油国であり、石油のほかにもダイヤモンド、金などの鉱物資源を豊富に産出している。さらに、広大な国土を有する同国は、農業開発に関する潜在性も大きい。

一方で、スーダンには紛争被災地域が多く、長年続いた内戦の影響もあり、基礎的な生活インフラの欠如、242万人にも及ぶ国内避難民の社会再統合支援等が課題となっている。スーダンにおける平和の定着を促進し、社会・経済発展を実現するためには、これらの課題を克服することが不可欠である。

また、同国がこれらの課題を解決し、安定した発展を遂げることは、治安の安定および投資環境の改善等を通じて、我が国とスーダンとの間の経済関係の進展にも資する。

(3) 基本方針

紛争被災地域における復興および平和の定着を推進すると共に、内戦により被害を受けた基礎インフラを整備し住民の基礎生活を向上させる。また、農業開発支援等により同国国民の貧困削減に貢献する。

(4) 重点分野

ア 平和の定着支援

紛争被災民および帰還民の帰還・再定住先における生活基礎インフラの整備、行政サービスの強化、普及および職業訓練を含む生計手段の確保等、基礎生活環境の整備について支援する。これにより、紛争被災民および帰還民の社会統合が円滑に進み、地域社会の安定が実現することを通じて、新たな紛争の発生を防止し、平和の定着の促進に貢献する。

イ 基礎生活分野支援

スーダンの人間開発指標は世界的にみても極めて低い水準にあり、2015年までにミレニアム開発目標(MDGs)を達成することは困難とされている。同国では、内戦などの影響により、依然として基礎生活分野における各種インフラおよびサービスが不十分な状況にあるが、その中でも特に我が国支援の実績がある、保健および水・衛生分野における支援を引き続き実施することにより、同国のMDGs達成に貢献する。

ウ 農業開発

スーダンは農業開発に関する高い潜在性を有している。一方、貧困層の多くが農業に従事していることにかんがみ、同国の貧困削減および食料安全保障に寄与することが見込まれる農業分野の開発を支援する。その際には、農業は気候変動の影響を大きく受ける分野であることを踏まえ、気候変動対策の必要性に留意する。

(5) 2011年度実施分の特徴

南スーダン独立に伴い、スーダンの安定・平和の定着に向けた支援を実施した。2011年補正予算による国際機関を通じた紛争被災民・帰還民の社会統合支援、JICAによる暫定統治三地域内の青ナイル州および南コルドファン州等に対し実施した人材育成事業等があげられる。

(6) その他留意点・備考点

ア 2009年3月の国際刑事裁判所(ICC)によるバシール大統領(その後、国防大臣を含む2名の要人)に対する逮捕状の発付、ダルフル地域、南コルドファン州および青ナイル州における人道状況に対する欧米諸国・国際機関からの批判、米国による経済制裁等、スーダンを取り巻く環境は依然厳しい状況にある。なお、我が国は、同国には紛争の影響により生活困窮者が多数存在することにかんがみ、大統領への逮捕状発付を踏まえつつ、他ドナーの動向も注視し、平和の定着および貧困削減に重きを置いた支援を継続するものとする。

イ 石油や国境線画定等に係る南北スーダン間の交渉は、依然として予断できず、対外債務問題の処理の見通しも立っていないが、両国関係はスーダンおよび周辺地域の平和の定着および経済発展に直接影響する問題であることから、今後の南北スーダン関係について注視していく必要がある。

ウ ダルフル地域、南コルドファン州、青ナイル州等スーダンの一部地域では、治安等の問題により、援助活動を実施できる地域が制限されている。一方、援助を必要とする紛争被災民は、これらの制限地域にも多く存在することから、必要な支援の提供にあたっては、治安等に十分配慮するとともに、多様な援助手法の活用を検討する必要がある。

3. スーダンにおける援助協調の現状と我が国の関与

ドナー間で協調して効果的・効率的なスーダン支援を行う枠組みとして、世界銀行が管理するスーダン復興信託基金(MDTF: Multi Donor Trust Fund)(日本は不参加)が運営されている。また、UNDPが中心となり開発援助の援助協調スキームを構築する試みがなされているが、ICCによるバシール大統領訴追のため、欧米の主要ドナーからの開発援助が限られており、各ドナーの政治的立場も異なるため、未だ十分な機能を発揮していない。一方、人道援助分野ではスーダン全域、ダルフルおよびアビエ、南コルドファン州、青ナイル州の3地域を対象としたドナー会合が設置されており、情報共有がなされている。ただし、スーダン政府代表者の恒常的な参加を得る形でのドナー会合は実施されていない。

スーダン

表-4 我が国の対スーダン援助形態別実績（年度別）

（単位：億円）

年度	円借 款	無償資金協力	技 術 協 力
2007年度	-	54.07	6.99 (6.86)
2008年度	-	82.77 (48.01)	12.35 (12.10)
2009年度	(27.91)	102.92 (44.68)	19.20 (19.09)
2010年度	-	85.88 (48.98)	23.24 (22.97)
2011年度	-	51.69 (45.88)	21.71
累 計	105.00	1,315.40 (187.54)	144.31

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
 2. 金額は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。ただし、無償資金協力のうち、国際機関を通じた贈与（2008年度実績より、括弧内に全体の内数として計上）については、原則として交換公文ベースで集計し、交換公文のない案件に関しては案件承認日又は送金日を基準として集計している。草の根・人間の安全保障無償資金協力和日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。また、()内の数値は債務免除額。
 4. 2007～2010年度の技術協力においては、日本全体の技術協力事業の実績であり、2007～2010年度の()内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2011年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。
 5. 四捨五入の関係上、累計が一致しないことがある。

表-5 我が国の対スーダン援助形態別実績（OECD/DAC 報告基準）

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

暦 年	政府貸付等	無償資金協力	技 術 協 力	合 計
2007年	-	44.61 (43.87)	6.97	51.58
2008年	-	100.51 (97.81)	9.14	109.64
2009年	-27.63	125.09 (81.87)	13.57	111.03
2010年	-	92.92 (70.46)	26.16	119.08
2011年	-	73.45 (72.15)	23.28	96.72
累 計	21.59	953.40 (403.59)	125.72	1,100.72

出典) OECD/DAC

- 注) 1. 国際機関を通じた贈与については、2006年より、抛出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することとしている。また、OECD/DAC事務局の指摘に基づき、2011年には無償資金協力で計上する国際機関を通じた贈与の範囲を拡大した。()内は、国際機関を通じた贈与の実績（内数）。
 2. 政府貸付等及び無償資金協力は、これまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額（政府貸付等については、スーダン側の返済金額を差し引いた金額）。
 3. 政府貸付等の累計は、為替レートの変動によりマイナスになることがある。
 4. 技術協力は、JICAによるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。
 5. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

表-6 諸外国の対スーダン経済協力実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	うち日本	合 計
2006年	米国 738.78	英国 215.55	ノルウェー 106.94	オランダ 96.08	カナダ 79.30	42.72	1,517.92
2007年	米国 710.45	英国 206.17	オランダ 202.51	ノルウェー 119.71	カナダ 70.78	51.58	1,665.35
2008年	米国 848.16	英国 199.16	オランダ 157.58	ノルウェー 119.84	日本 109.64	109.64	1,820.86
2009年	米国 954.64	英国 292.42	日本 111.03	カナダ 105.04	オランダ 97.33	111.03	1,911.00
2010年	米国 726.35	日本 119.08 英国 119.08	-	ノルウェー 116.70	カナダ 108.27	119.08	1,538.32

出典) OECD/DAC

表-7 国際機関の対スーダン経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	その他	合計
2006年	EU Institutions 299.41	WFP 55.94	GFATM 33.82	UNICEF 17.36	UNDP 9.42	24.25	440.20
2007年	EU Institutions 254.68	UNICEF 18.39	GFATM 18.17	Isl.Dev Bank 9.95	GAVI 8.92	23.42	333.53
2008年	EU Institutions 277.84	Arab Fund (AFESD) 144.44	GFATM 57.39	IFAD 23.99	Isl.Dev Bank 20.18	79.29	603.13
2009年	EU Institutions 225.81	Arab Fund (AFESD) 62.81	Isl.Dev Bank 13.96	GAVI 13.85	UNICEF 13.75	49.04	379.22
2010年	EU Institutions 284.17	GFATM 75.22	Arab Fund (AFESD) 36.39	GAVI 25.52	UNICEF 22.80	43.02	487.12

出典) OECD/DAC

注) 順位は主要な国際機関についてのものを示している。

表-8 我が国の年度別・形態別実績詳細 (表-4の詳細)

(単位：億円)

年度	円借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2006年度までの累計	105.00億円 (過去実績詳細は外務省ホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html))	938.07億円 (過去実績詳細は外務省ホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html))	61.59億円 研修員受入 879人 専門家派遣 110人 調査団派遣 454人 機材供与 644.58百万円 協力隊派遣 8人
2007年度	なし	54.07億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (5.96) 南部スーダンにおける帰還民統合及びホスト・コミュニティ支援のための教育施設建設計画 (UNHCR経由) (9.47) ダルフルールにおける難民及びスーダン国内避難民の帰還及び再統合並びにキャンプ運営支援計画 (UNHCR経由) (4.34) 南部スーダンにおける道路修復及び地雷除去計画 (WFP経由) (13.07) 日本NGO連携無償 (2件) (0.88) 草の根・人間の安全保障無償 (6件) (0.65) 食糧援助 (WFP経由) (2件) (19.70)	6.99億円 (6.86億円) 研修員受入 146人 (141人) 専門家派遣 20人 (20人) 調査団派遣 44人 (44人) 機材供与 16.21百万円 (16.21百万円) 留学生受入 27人
2008年度	なし	82.77億円 スーダン共和国における小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (6.18) スーダン共和国における武装解除・動員解除・社会復帰計画 (UNDP経由) (15.75) 食糧援助 (WFP経由) (10.00) 日本NGO連携無償資金協力 (3件) (1.59) 草の根・人間の安全保障無償 (7件) (1.24) 国際機関を通じた贈与 (7件) (48.01)	12.35億円 (12.10億円) 研修員受入 179人 (162人) 専門家派遣 24人 (24人) 調査団派遣 32人 (32人) 機材供与 108.08百万円 (108.08百万円) 留学生受入 26人 (協力隊派遣) (1人)
2009年度	債務免除 (27.91)	102.92億円 小児感染症予防計画 (UNICEF連携) (5.33) ダルフルールにおける平和構築のための教育施設建設計画 (UNICEF連携) (5.3) ジュバ市道路橋梁整備計画(18.73) ジュバ職業訓練センター拡張計画 (11.29) 食糧援助 (WFP連携) (6.60) 緊急無償 (スーダン共和国における総選挙・民主化プロセスに対する緊急無償資金協力) (10.33) 草の根・人間の安全保障無償 (8件) (0.66) 国際機関を通じた贈与 (8件) (44.68)	19.20 億円 (19.09億円) 研修員受入 102人 (100人) 専門家派遣 95人 (95人) 調査団派遣 81人 (81人) 機材供与 167.93百万円 (167.93百万円) 留学生受入 28人 (協力隊派遣) (7人)

スーダン

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2010年度	なし	85.88億円 小児感染症予防計画（UNICEF連携） (8.70) カッサラ市給水緊急改善計画 (10.86) 紛争の影響を受けた児童の保護計画 (UNICEF連携) (2.55) 緊急無償（スーダン共和国における住民 投票の実施に対する緊急無償資金協力 (UNDP連携)) (7.68) 食糧援助（WFP連携） (6.00) 日本NGO連携無償（1件） (0.11) 草の根・人間の安全保障無償（10件） (1.01) 国際機関を通じた贈与（7件） (48.98)	23.24億円（22.97億円） 研修員受入 274人（269人） 専門家派遣 174人（174人） 調査団派遣 95人（95人） 機材供与 385.06百万円（385.06百万円） 留学生受入 61人 協力隊派遣 (1人)
2011年度	なし	51.69億円 カッサラ市給水計画（詳細設計） (0.96) 食糧援助（WFP連携） (4.10) 草の根・人間の安全保障無償（7件） (0.75) 国際機関を通じた贈与（7件） (45.88)	21.71億円 研修員受入 295人 専門家派遣 94人 調査団派遣 87人 機材供与 546.09百万円 協力隊派遣 1人
2011年度までの累計	105.00億円	1,315.40億円	144.31億円 研修員受入 1,846人 専門家派遣 517人 調査団派遣 793人 機材供与 1,867.94百万円 協力隊派遣 18人

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
 2. 金額は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。ただし、無償資金協力のうち、国際機関を通じた贈与（2008年度実績より計上）については、原則として交換公文ベースで集計し、交換公文のない案件に関しては案件承認日又は送金日を基準として集計している。草の根・人間の安全保障無償資金協力和日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
 4. 2007～2010年度の技術協力においては、日本全体の技術協力の実績であり、2007～2010年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2011年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。
 5. 調査団派遣には協力準備調査団、技術協力プロジェクト調査団等の、各種調査団派遣を含む。
 6. 「貧困農民支援」は、2005年度に「食糧増産援助」を改称したものの。
 7. 「日本NGO連携無償」は、2007年度に「日本NGO支援無償」を改称したものの。
 8. 四捨五入の関係上、累計が一致しないことがある。

表-9 実施済及び実施中の技術協力プロジェクト案件（終了年度が2007年度以降のもの）

案 件 名	協 力 期 間
基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト	06. 9～09. 8
水供給人材育成計画	08. 5～11. 3
フロントライン母子保健強化プロジェクト	08. 6～11. 6
ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト	09. 2～12. 2
南部スーダン戦略的保健人材育成プロジェクト	09. 3～12. 3
ダルフル及び暫定統治三地域人材育成プロジェクト	09. 6～12. 6
南部スーダン理数科教育強化プロジェクト	09.11～12.11
南部スーダン基礎的技能・職業訓練強化プロジェクトフェーズ2	10. 1～13. 2
「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト	10. 3～14. 2
南部スーダン基礎的技能・職業訓練強化プロジェクトフェーズ2	10. 8～13. 8
南部スーダン都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト	10.11～13.11
北部スーダン職業訓練強化プロジェクト	11. 1～13.12
カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト	11. 2～14. 4
南部スーダン内水輸送運営管理能力強化プロジェクト	11. 3～14. 2
カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト	11. 5～14. 5
フロントライン母子保健強化プロジェクト（マザーナイル・プロジェクト）フェーズ2	11. 9～14. 9
水供給人材育成プロジェクトフェーズ2	11.10～15. 9

表-10 実施済及び実施中の開発計画調査型技術協力案件（開発調査案件を含む）（終了年度が2007年度以降のもの）

案 件 名	協 力 期 間
ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査	05.12～08. 6
ジュバ市 交通網整備計画	08. 8～10. 2
ジュバ市 水道事業計画	08. 8～09. 9
職業訓練システム開発調査	08. 1～10. 1

表-11 2011年度実施協力準備調査案件

案 件 名	協 力 期 間
カッサラ市給水施設改善計画準備調査	09. 7～10. 6
北部食料生産基盤整備計画準備調査その2	11. 3～12. 4

表-12 2011年度草の根・人間の安全保障無償資金協力案件

案 件 名
西ダルフール州アル=ジュネイナ郡ダール・アル=ナイーム小学校教育環境改善計画
アル=ジャジーラ州南アル=ジャジーラ郡ワド・エル=マーヒー村小学校改修計画
アル=ジャジーラ州南アル=ジャジーラ郡アル=コモル村女子小学校改修計画
紅海州ポートスーダン南デウム・エル=ヌール小学校教育環境改善計画
カッサラ州カッサラ職業訓練センター寄宿舎建設計画
北ダルフール州エル=ファーシル助産師養成学校教育環境整備計画
センナール州アブー・フジャール郡アブー・フジャール村アル=ガーディシーヤ小学校支援計画

プロジェクト所在図 スーダン、南スーダン

